

(案)

令和8年度

さとうきび作業受委託推進モデル実証事業
委託業務

委託契約書

沖 縄 県

さとうきび作業受委託推進モデル実証事業委託業務

委 託 契 約 書

沖縄県知事 玉城 康裕（以下「甲」という。）と （以下「乙」という。）は、さとうきび作業受委託推進モデル実証事業の実施に伴う委託業務について次のとおり契約を締結する。

（委託業務）

第1条 甲は、さとうきび作業受委託推進モデル実証事業委託業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託する。

2 前項の委託業務の内容は、別紙仕様書（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

（実施方法）

第2条 乙は、本契約書及び仕様書に従い、日本国の法令を遵守し、委託業務を実施しなければならない。

2 乙は前項の仕様書に定めのない事項については、甲乙協議して処理するものとする。

（実施計画書）

第3条 乙は、本委託業務を実施するにあたり、この契約締結の日から10日以内に実施内容（方法、体制、費用、スケジュール等）を明記した実施計画書（様式第1号）を甲に提出しなければならない。

- (1) 業務の具体的な内容
- (2) 業務の実施方法及び担当者の業務割当表
- (3) 項目区分毎の費用
- (4) 業務の作業工程表
- (5) その他必要事項

（委託期間）

第4条 委託業務の期間は、契約締結の日から令和9年3月26日までとする。

（委託料）

第5条 この委託業務の委託料の額は、金 円
（うち消費税額及び地方消費税額 円）とする。

（注）「取引に係る消費税額及び地方消費税額」は、消費税法第28条第1項及び第29条の規定並びに地方税法第72条の82及び72条の83の規定に基づき算出したもので、契約金額に110分の10を乗じて得た額である。

2 乙は、委託料を委託業務に要する経費以外に使用してはならない。

（契約保証金）

第6条 契約保証金は、契約金額の100分の10とする。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項第3号の規定に該当する場合は免除とする。

（再委託の禁止）

第7条 乙は、契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

- 2 乙は、甲が仕様書で指定した契約の主たる部分の履行を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- 3 乙は、本契約の企画提案応募申請者であった者、指名停止を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請け負わせてはならない。
- 4 乙は、委託業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、10日前までに再委託承認申請書（様式第2号）を甲に提出するとともに、事前に書面による甲の承認を得なければならない。ただし、甲が仕様書で示した軽微な業務を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りではない。
- 5 乙は前項に基づく再委託承認を得た後、承認内容の変更が生じた場合には再委託変更承認申請書（様式第3号）を甲に提出し、事前に書面による甲の承認を得なければならない。
- 6 乙は、第4項及び第5項により第三者に委任し、又は請け負わせた業務の履行及び当該第三者の行為について全責任を負うものとし、当該第三者が甲に損害を与えた場合、乙はその損害を賠償しなければならない。
- 7 乙が第1項から第4項に違反したときは、甲は本契約を解除することが出来る。これにより乙又は乙が業務の一部を委任し、又は請け負わせた第三者に発生した損害について、甲は賠償責任を負わないものとする。
- 8 甲は、乙に対して、委託業務の一部を委任し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

（進捗状況の報告等）

第8条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の実施状況、委託料の使途、その他必要な事項について乙に対して報告を求め、又は実地及び書面による検査を実施し、必要な指示をすることができる。

（計画の変更）

第9条 甲は、委託業務の契約締結後の事情により、委託業務の一部を変更することが出来る。

- 2 甲又は乙の都合により実施計画書の内容を変更するときは、甲乙事前に協議するものとする。ただし、軽微な変更をする場合はこの限りではない。
- 3 前項の規定により、委託料を変更する必要があるときには、甲乙協議の上、書面によりこれを定めることとする。
- 4 乙は、実施内容を変更しようとするとき（事業内容の軽微な変更及び支出計画の経費区分の20パーセント以内の流用（人件費への流用及び一般管理費への流用を除く。）を除く。）は、変更申請書（様式第6号）を甲に提出し、その承認を受けなければならない。
- 5 甲は、前項に定める事項の承認をする場合には、条件を付すことができる。

（業務の中止、廃止等）

第10条 乙は、災害その他やむを得ない事由により委託業務の遂行が困難になったときは、その事由及び経過を記載した文書並びに委託業務中止（廃止）申請書（様式第7号）を甲に提出し、甲の指示及び承認を受けなければならない。

- 2 甲は、前項の文書が提出されたときは、乙と協議の上、契約の解除又は一部変更を行うものとする。
- 3 前項の規定により、委託契約の解除又は一部変更を行ったときは、第9条第3項の規定に準じて清算するものとする。

（損害賠償）

第11条 乙は、その責に帰する事由により、委託業務の実施に際し、甲又は第三者に損害を与

えたときは、これを賠償しなければならない。この場合、本契約に関連して負担する損害賠償の総額は、本契約に従って乙が甲から現実に受領した契約代金の総額を超えないものとする。

ただし、当該乙または乙の従業員もしくは乙の再委託先の故意、または重大な過失により生じた損害については、この限りではない。

(契約の解除及び違約金)

第12条 甲は、次の各号に掲げる理由が生じたときは、いつでもこの契約を解除し、また、既に支払った委託料がある場合は、その全部又は一部の返還を乙に請求することができる。

(1) 乙が天災その他不可抗力の原因によらないで、完了期限までに委託業務を完了しないとき又は完了期限までに委託業務を完了する見込みがないと甲が認めたとき。

(2) 乙が正当な事由なく解約を申出たとき。

(3) 本契約の履行に関し、乙又はその使用人等に不正の行為があったとき。

(4) 乙が次に掲げる項目に該当すると認められるとき。

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

イ 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(5) 前各号に定めるもののほか、乙が本契約の規定に違反したとき。

2 前項の規定による契約解除の場合には、契約金額の100分の10に相当する金額を乙に請求することができる。

3 甲は、第1項の規定により契約を解除した場合に生じた損害が、前項の違約金の額を超えるときは、その不足分を乙に請求することができる。

(下請負契約等に関する契約解除)

第13条 乙は、本契約に関する下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。）及び再受任者（再委託以降の全ての受任者を含む。）並びに下請負人等が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）が、排除対象者（前条第1項第4号に該当する者をいう。以下同じ。）であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し排除対象者との契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が下請負人等が排除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(不当介入に関する通報・報告)

第 14 条 乙は、本契約に関して、自ら又は下請負人等が、暴力団や暴力団員から不当介入を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(履行遅滞の場合における損害金等)

第 15 条 乙の責めに帰すべき事由により履行期間内に業務を完了することができない場合においては、甲は、損害金の支払いを乙に請求することができる。

2 前項の損害金の額は、業務委託額につき、遅延日数に応じ、未済部分の業務委託額に対し年 3.0%の割合で計算した額とする。

(実績報告書の提出)

第 16 条 乙は、委託業務を完了したときは、その日から起算して 10 日を経過した日又は委託期間満了の日のいずれか早い日までに、遅滞なく甲に対して委託業務についての実績報告書(様式第 8 号)を提出しなければならない。

(委託料の額の確定)

第 17 条 甲は、前条の報告を受けたときは、事業完了の確認、書面検査を行い、その報告に係る委託業務の成果が本契約の内容に適合すると認められるときは、支払うべき委託料の額を確定し、乙に通知するものとする。

2 前項の委託費の確定額は、委託業務に要した経費の支出済額と第 5 条第 1 項に規定する委託費の金額のいずれか低い額とする。

(委託料の支払い)

第 18 条 乙は、前条に定める通知を受けた後に、精算払請求書(様式第 9 号)を甲に提出し、委託料(既に支払済の額があるときは、当該支払済額を控除した額)の支払いを請求することができる。

2 乙は、前項の規定にかかわらず委託業務の完了前に経費の支払を受ける必要があると甲が認めるときは、概算払請求書(様式第 10 号)を甲に提出し、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額について支払を請求することができる。

(1) 契約を締結したとき 契約金額の 3 割以内の額

(2) 中間報告があったとき 契約金額の 8 割以内の額(前号の規定による請求額を含む)

3 甲は、乙から前二項の規定による請求があったときは、請求書を受領した日から起算して 30 日以内にその支払いを行うものとする。

4 乙は、既に支払いを受けた委託料が前条の確定額を超えるときは、その超える金額について、甲に返還するものとする。

5 乙が前項に規定する返還を甲の指定する期限内に納付しない場合は、甲は、遅延利息として、約定期間満了の日の翌日から支払をするまでの日数に応じ、当該未納に係る金額に対し、年利 3.0%の延滞金を徴収できるものとする。

(契約不適合責任)

第 19 条 乙は、甲に納入した成果品に関して契約の内容に適合しない場合について、運用開始の日から起算して 1 年間、担保の責を負うものとする。

2 乙は、成果品の不適合が乙の故意又は重大な過失に基づく場合には、当該不適合を発見したときから 1 年間、担保の責を負うものとする。

3 甲は前 2 項の期間において不適合のある成果品について、乙に相当の期間を定めて補修を依頼し、または補修に代え若しくは補修と共に当該不適合により生じた損害に対する賠償の

請求をすることができる。

(秘密の保持)

第 20 条 乙は、本契約による作業の一切（甲より開示された資料や情報を含む。）について、秘密の保持に留意し、漏えい防止の責任を負う。

2 乙は、本契約終了後においても前項の責任を負う。

3 乙は、個人情報の取り扱いについて、別記「個人情報取扱特記事項」に従うものとする。

(関係書類の整備及び保存)

第 21 条 乙は、委託業務に係る経理を明らかにした帳簿、その他の支出の事実を証明する書類を整備し、委託期間が終了する日の属する事業年度（甲の事業年度である 4 月 1 日から 3 月 31 日までの 1 年間をいう。）の終了日の翌日から起算して 5 年間保管しなければならない。

(知的財産権等の取扱)

第 22 条 乙が本委託業務により取得した著作権を含む全ての知的財産権は、甲と乙で事前協議により決定した事項を除き、次の各号のとおり取り扱う。

(1) 乙が本委託業務により取得した著作物（ただし、取得した著作物の本質的特徴を直接感得できる著作物全てを含むものとする。）に関する著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に定める権利を含む。）は、全て甲に譲渡する。

(2) 本契約締結後に、乙が本委託業務により創作した著作物に関する著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に定める権利を含む。）は、当該著作物納入時に、甲に移転する。

(3) 乙は、本委託業務により創作した著作物に関する著作者人格権を行使しないものとする。

(契約書の解釈)

第 23 条 本契約に関する一切の事項については、甲、乙協議の上、書面の合意にていつでも変更することができる。

2 この契約に定める事項について疑義が生じたとき、又は、この契約に定めのない事項について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ処理するものとする。

3 この契約に関する一切の紛争に関しては、日本国の那覇地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

4 乙は、本契約の名称、概要、委託金額、乙の氏名又は名称及び住所等を甲が公表する場合は同意するものとする。

この契約の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和8年 月 日

委託者（甲） 住 所 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号
氏 名 沖縄県知事名

受託者（乙） 住 所
法人名
氏 名

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(適正管理)

第3 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(管理及び実施体制)

第4 乙は、個人情報取扱責任者（この契約による事務に係る個人情報の適正な管理について責任を有する者をいう。以下同じ。）を明確にし、安全管理上の問題への対応や監督、点検等の個人情報の適正な管理のために必要な措置が常時講じられる体制を敷かなければならない。

2 乙は、事務従事者（この契約により個人情報を取り扱う事務に従事する者をいう。以下同じ。）を必要最小限の範囲で特定し、特定された事務従事者以外の者が当該個人情報を取り扱うことがないようにしなければならない。

3 乙は、契約締結後速やかに、個人情報取扱責任者及び事務従事者等の管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理状況等について、書面により甲に報告しなければならない。また、当該事項に変更があった場合も同様とする。

(作業場所の特定・持ち出しの制限)

第5 乙は、この契約により個人情報を取り扱うときは、その作業を行う場所及び当該個人情報を保管する場所を特定し、あらかじめ、書面により甲に報告しなければならない。また、特定した場所を変更しようとするときも同様とする。

2 乙は、甲の指示又は承諾があった場合を除き、特定した場所から当該個人情報を持ち出してはならない。

(収集の制限)

第6 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、その事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第7 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第8 乙は、この契約による事務を行うために甲から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲の承諾があるときはこの限りでない。

(事務従事者への周知等)

第9 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は当該事務の目的以外の目的に使用してはならないこと、法により罰則が適用される場合があることなど、個人情報の保護に必要な事項を周知するとともに、個人情報の取扱いについて必要かつ適切な監督及び教育をしなければならない。

(派遣労働者)

第10 乙は、この契約による事務を派遣労働者によって行わせる場合、労働者派遣契約書に、秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。この場合において、秘密の保持に係る事項は、第2に準ずるものとする。

2 乙は、派遣労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、乙と派遣元との契約内容にかかわらず、甲に対して派遣労働者による個人情報の処理に関する責任を負うものとする。

(再委託の禁止)

第11 乙は、甲の書面による承諾があるときを除き、この契約による個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）については自ら行うものとし、第三者（乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。以下同じ。）に委託（以下「再委託」という。）してはならない。

2 乙は、個人情報取扱事務を再委託しようとする場合又は再委託の内容を変更しようとする場合には、あらかじめ次の各号に掲げる事項を記載した書面を甲に提出して甲の承諾を得なければならない。

- (1) 再委託を行う業務の内容
- (2) 再委託で取り扱う個人情報
- (3) 再委託の期間
- (4) 再委託が必要な理由
- (5) 再委託の相手方（名称、代表者、所在地、連絡先）
- (6) 再委託の相手方における責任体制並びに責任者及び従事者
- (7) 再委託の相手方に求める個人情報保護措置の内容（契約書等に規定されたものの写し）
- (8) 再委託の相手方の監督方法（監督責任者の氏名を含む。）

3 乙は、甲の書面による承諾により、再委託する場合は、甲が乙に求める個人情報の保護に関する必要な安全管理措置と同様の措置を再委託の相手方に講じさせなければならない。

4 乙は、再委託先の当該再委託に係る事務に関する行為及びその結果について、乙と再委託先との契約の内容にかかわらず、甲に対して責任を負うものとする。

5 乙は、個人情報取扱事務を再委託した場合には、その履行を管理監督するとともに、甲の求めに応じて、その状況等を甲に報告しなければならない。

(資料等の返還等)

第12 乙は、この契約による事務を行うために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、委託事務完了時に、甲の指示に基づいて、返還、廃棄又は消去しなければならない。

- 2 甲の承諾を得て再委託をした場合には、乙は甲の指示により、この契約の終了後直ちに当該再委託先から個人情報が記録された資料等を回収するものとする。この場合において、回収した資料等の取扱いとは前項に準ずるものとする。
- 3 乙は、前2項の規定により個人情報を廃棄する場合には、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。
- 4 乙は、パソコン等に記録された個人情報を第1項及び第2項の規定により消去する場合には、データ消去用ソフトウェア等を使用し、当該個人情報が判読、復元できないように確実に消去しなければならない。
- 5 乙は、第1項及び第2項の規定により個人情報を廃棄又は消去したときは、完全に廃棄又は消去した旨の証明書（情報項目、媒体名、数量、廃棄又は消去の方法、責任者及び廃棄又は消去の年月日が記載された書面）を甲に提出しなければならない。
- 6 乙は、廃棄又は消去に際し、甲から立会いを求められたときはこれに応じなければならない。

（検査及び報告）

第13 甲は、乙がこの契約による事務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について、随時実地に検査することができる。

- 2 甲は、乙がこの契約による事務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について、報告を求めることができる。

（事故報告）

第14 乙は、保有個人情報の漏えい等安全管理上の問題となる事案が発生し、又は発生するおそれがあることを認識したときは、直ちに被害の発生又は拡大防止に必要な措置を講ずるとともに、甲に報告し、甲の指示に従い、その他の必要な措置を講ずるものとする。

- 2 乙は、前項の事案が発生した場合（おそれがあるものを含む。次項において同じ。）、その経緯、被害状況等を調査し、甲に書面で報告するものとする。

（指示及び報告）

第15 甲は、必要に応じ、乙に対し、保有個人情報等の安全管理措置に関する指示を行い、又は報告若しくは資料の提出を求めることができるものとする。

（契約解除）

第16 甲は、乙がこの特記事項に定める義務を果たさない場合は、この契約による事務の全部又は一部を解除することができるものとする。

- 2 乙は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、甲にその損害の賠償を求めることはできない。

（損害賠償）

第17 乙は、この特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより甲が損害を被った場合には、甲にその損害を賠償しなければならない。

(案)

様式第 1 号 (第 3 条関係)

令和 年 月 日

沖縄県知事 あて

住 所 :
名 称 :
代表者職・氏名 :

さとうきび作業受委託推進モデル実証事業委託業務実施計画書

令和 年 月 日付けで契約を行った標記業務に係る実施計画について、委託契約書第 3 条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 方法
- 2 体制
- 3 費用
- 4 スケジュール
- 5 その他必要な事項

※別添様式は任意とする。

<連絡先>

住所 :
会社名・担当者 :
電話 :
メール :

(案)

様式第2号（第7条関係）

再委託承認申請書

令和 年 月 日

沖縄県知事（または出先機関の長）あて

住所
企業（団体）名
代表者（職氏名）
担当者名
TEL

以下の契約に係る業務について再委託を行う必要がありますので、承認くださいますようお願いいたします。

契 約 件 名	
契 約 金 額	円
契 約 年 月 日	令和 年 月 日
履 行 期 限	令和 年 月 日
再 委 託 を 予 定 す る 業 務	
再 委 託 予 定 額	円
再 委 託 先	企業（団体名） 代表者（職氏名） 住所 連絡先（電話） (メール)
再 委 託 予 定期 間	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日
再 委 託 の 必 要 性	
再 委 託 先 選 定 理 由	
再 委 託 先 の 適 格 性 ※	業務履行に必要な人員・技術・設備等 ☐ あり ☐ なし 期間内の適正な業務履行の確保 ☐ 可 ☐ 不可 指名停止措置を受けている者 ☐ 非該当 ☐ 該当 本件契約の競争入札参加者 ☐ 非該当 ☐ 該当 暴力団員に該当する者 ☐ 非該当 ☐ 該当 暴力団と密接な関係を有する者 ☐ 非該当 ☐ 該当

※「再委託先の適格性」については、申請者が確認のうえレを記入すること。

(案)

様式第3号(第7条関係)

再委託変更承認申請書

令和 年 月 日

沖縄県知事(または出先機関の長)あて

住所
企業(団体)名
代表者(職氏名)
担当者名
TEL

以下のとおり再委託を変更する必要がありますので、承認くださいますようお願いいたします。

契 約 件 名	
契 約 金 額	円
契 約 年 月 日	令和 年 月 日
履 行 期 限	令和 年 月 日
変更理由(必要性)	
再 委 託 業 務	【変更前】 【変更後】
再 委 託 額	【変更前】 【変更後】
再 委 託 先	【変更前】 企業(団体名) 【変更後】 企業(団体名) 代表者(職氏名) 住所 連絡先(電話) (メール)
再 委 託 期 間	【変更前】 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 【変更後】 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
再 委 託 先 の 適 格 性	【変更後】 業務履行に必要な人員・技術・設備等 ☐ あり ☐ なし 期間内の適正な業務履行の確保 ☐ 可 ☐ 不可 指名停止措置を受けている者 ☐ 非該当 ☐ 該当 本件契約の競争入札参加者 ☐ 非該当 ☐ 該当 暴力団員に該当する者 ☐ 非該当 ☐ 該当 暴力団と密接な関係を有する者 ☐ 非該当 ☐ 該当

※変更を予定しない項目については【変更前】のみ記入し、【変更後】は空欄とすること。

(案)

様式第4号（第7条関係）

再委託承認書

令和 年 月 日

申請者（委託先）あて

沖縄県知事名 印

令和 年 月 日付け申請のあった再委託については、以下の条件を付して承認します。

契 約 件 名	
再委託を承認する業務	
再委託先	企業（団体）名
再委託承認額	円
再委託承認期間	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日
再委託の条件	1 申請者は、再委託を行う業務の履行及び再委託先の行為について全責任を負うこと。再委託先が沖縄県に損害を与えた場合、申請者はその損害を賠償する責任を負うこと。 2 申請者は、再委託先に対し一括再々委託の禁止を義務づけること。 3 申請者は、再委託先に対し「暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者」「県の指名停止措置を受けている者」に対する再々委託の条件託の禁止を義務づけること。 4 申請者は、再委託先に対し業務上知り得た情報について守秘義務を負わせること。 5 申請者は、再委託を行う業務の履行体制及び遂行状況等を把握し、県の求めに応じて適時的確に報告できるようにすること。 6 申請者が再委託の条件に違反した場合は本承認を取消すものとし、取消しに伴い発生した損害について、沖縄県は一切の賠償責任を負わない。 7 承認を受けた内容に変更が生じるときは、あらかじめ変更申請を行い承認を得ること。

(案)

様式第5号（第7条関係）

再委託変更承認書

令和 年 月 日

申請者（委託先）あて

沖縄県知事名 印

令和 年 月 日付け申請のあった再委託の変更については、以下の条件を付して承認します。

契 約 件 名	
再委託を承認する業務	【変更後】
再委託先	【変更後】 企業（団体）名
再委託承認額	【変更後】 円
再委託承認期間	【変更後】 令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日
再委託の条件	1 申請者は、再委託を行う業務の履行及び再委託先の行為について全責任を負うこと。再委託先が沖縄県に損害を与えた場合、申請者はその損害を賠償する責任を負うこと。 2 申請者は、再委託先に対し一括再々委託の禁止を義務づけること。 3 申請者は、再委託先に対し「暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者」「県の指名停止措置を受けている者」に対する再々委託の条件託の禁止を義務づけること。 4 申請者は、再委託先に対し業務上知り得た情報について守秘義務を負わせること。 5 申請者は、再委託を行う業務の履行体制及び遂行状況等を把握し、県の求めに応じて適時的確に報告できるようにすること。 6 申請者が再委託の条件に違反した場合は本承認を取消すものとし、取消しに伴い発生した損害について、沖縄県は一切の賠償責任を負わない。 7 承認を受けた内容に変更が生じるときは、あらかじめ変更申請を行い承認を得ること。

(案)

様式第 6 号 (第 9 条関係)

令和 年 月 日

沖縄県知事 あて

住 所 :
名 称 :
代表者職・氏名 :

さとうきび作業受委託推進モデル実証事業委託業務変更申請書

令和 年 月 日付けで契約を行った標記業務の実施計画の変更について、委託契約書第 13 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

変 更 前	変 更 後

<連絡先>

住所 :
会社名・担当者 :
電話 :
メール :

(案)

様式第7号(第10条関係)

令和 年 月 日

沖縄県知事 あて

住 所 :
名 称 :
代表者職・氏名 :

さとうきび作業受委託推進モデル実証事業委託業務中止(廃止)申請書

令和 年 月 日付けで契約を行った標記業務の中止(廃止)について、委託契約書第10条第1項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 中止(廃止)の理由

2 委託業務の実施状況

- (1) 委託業務について
(2) 経費内訳について

単位
: 円

区 分	月 日現在 支出済額	残額	支出予定額	廃止(中止) に伴う不用額	積算内訳
計					

3 中止(廃止)後の措置

- (1) 委託業務について
(2) 経費内訳について
(3) 経費支出予定明細

単
位 :
円

区 分	支出予定額	積算内訳
計		

<連絡先>

住所 :
会社名・担当者 :
電話 :
メール :

(案)

様式第8号(第16条関係)

番 号
令和 年 月 日

沖 縄 県 知 事 あて

住 所 :
名 称 :
代表者職・氏名 :

さとうきび作業受委託推進モデル実証事業委託業務実績報告書

上記の委託業務の実績について、契約書第16条の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

- 1 契約年月日及び契約期間
- 2 実施した委託業務の概要
- 3 委託業務に要した経費

(1) 支出総額

区 分	契約金額	概算払 済額	精算額	支出実績額

(2) 支出内訳

別紙のとおり

(参考様式)

別 紙

<連絡先>

住所 :
会社名・担当者 :
電話 :
メール :

(案)

委託業務実績（支出内訳）

委託業務名：さとうきび作業受委託推進モデル実証事業委託業務

受託業者名：

費 目	細 目	金 額（円）	備 考
①人件費			
②旅費			
③事業実経費	交通費		
	消耗品費		
	労務賃金		
	外注費		
	会議費		
	その他経費		
	租税公課		
④一般管理費等			光熱費、通信運搬費、事務費など
	合 計		

(案)

様式第9号(第18条関係)

番 号
令和 年 月 日

沖 縄 県 知 事 あて

住 所 :
名 称 :
代表者職・氏名 :

さとうきび作業受委託推進モデル実証事業委託業務精算払請求書

上記の委託金を下記のとおり請求します。

記

別紙 委託金請求書

<連絡先>

住所 :
会社名・担当者 :
電話 :
メール :

(案)

別 紙

委 託 金 請 求 書

請 求 額	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円

委託業務名：さとうきび作業受委託推進モデル実証事業委託業務

	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
委託契約額										
受領済額										
今回請求額										
差引残額										

上記のとおり請求します。

令和 年 月 日

債権者 住 所
 名 称
 代表者職・氏名
 TEL :
 担当者 :

沖 縄 県 知 事 あて

下記口座に振り込んで下さい。

金融機関名	
預金の種類	
口座番号	
口座名義	

(案)

様式第 10 号（第 16 条関係）

番 号
令和 年 月 日

沖 縄 県 知 事 あて

住 所 :
名 称 :
代表者職・氏名 :

さとうきび作業受委託推進モデル実証事業委託業務概算払請求書

上記の委託金を下記のとおり請求します。

記

別紙 委託金請求書

注）記の委託金請求書は様式第 9 号の別紙に準ずる。

＜連絡先＞
住所 :
会社名・担当者 :
電話 :
メール :

(案)

別記参考様式 1 (第 4 の 2 (別記特記事項第 4 及び第 5) 関係)

個人情報の管理体制等報告書

年 月 日

沖縄県知事 あて

住所又は所在地
受託者名 氏名又は商号
代表者氏名

〇〇委託業務(委託契約の名称を記載)に関する個人情報の管理体制等について、下記のとおり報告します。

1 管理責任体制に関する事項

個人情報取扱責任者	(所属・役職)	(氏名)
-----------	---------	------

※個人情報取扱責任者：この委託業務による事務に係る個人情報の適正な管理について責任を有する者をいいます。

2 事務従事者に関する事項

事務従事者	(所属・役職)	(氏名)
	(所属・役職)	(氏名)
	(所属・役職)	(氏名)
	(所属・役職)	(氏名)
	(所属・役職)	(氏名)

※事務従事者は、個人情報の取得から廃棄までの事務に従事する全ての者が該当となります。

3 個人情報の保管、管理に関する事項

作業場所	
保管場所及び保管方法	
盗難、紛失等の 事故防止措置等	(具体的に記入すること)

(案)

別記参考様式 2 (第 4 の 2 (別記特記事項第 4 及び第 5) 関係)

個人情報の管理体制等変更報告書

年 月 日

沖縄県知事 あて

住所又は所在地
受託者名 氏名又は商号
代表者氏名

〇〇委託業務(委託契約の名称を記載)に関する個人情報の管理体制等について、下記のとおり変更しました(します)ので報告します。

1 管理責任体制に関する事項

個人情報取扱責任者	(所属・役職)	(氏名)
-----------	---------	------

※個人情報取扱責任者: この委託業務による事務に係る個人情報の適正な管理について責任を有する者をいいます。

2 事務従事者に関する事項

事務従事者	(所属・役職)	(氏名)
	(所属・役職)	(氏名)
	(所属・役職)	(氏名)
	(所属・役職)	(氏名)
	(所属・役職)	(氏名)

※事務従事者は、個人情報の取得から廃棄までの事務に従事する全ての者が該当となります。

3 個人情報の保管、管理に関する事項

作業場所	
保管場所及び保管方法	
盗難、紛失等の 事故防止措置等	(具体的に記入すること)

※作業場所及び保管場所の変更にあたっては、あらかじめ報告すること。